

臨時福祉給付金のお知らせ

○消費税率引き上げの影響などを踏まえ、住民税が非課税の方に臨時的な給付金を支給します。

支給要件

- 支給対象者（原則として以下の要件を全て満たす必要があります。）
 - ▽平成27年1月1日時点で阿久比町にお住まいの方（住民票がある方）
 - ▽平成27年度分の住民税が課税されていない方
 - ※ 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方は除きます。
 - ▽生活保護を受けていない方
- 支給額 対象者1人につき 6,000円
 - ※ 給付金の支給は、10月上旬を予定しています。

申請方法

- 申請先 阿久比町役場住民福祉課社会福祉係「臨時福祉給付金」窓口
- 申請期間 8月3日(月)～12月4日(金)の土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分
 - ※ 申請期間を過ぎると、申請を受け付けられません。
- 申請方法 窓口にて提出または郵送（12月4日消印有効）
- 注意事項 原則として申請期間外の申請、平成27年1月1日時点で阿久比町に住民票のない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

申請書類について

- ▽必要事項を記入し、押印した申請書（対象者には7月末に郵送）
 - ※ 対象となる方全員の押印をお願いします。
- ▽本人確認できる書類（運転免許証、パスポート、在留カードなどの写し）
 - ※ 対象になる方全員分をお願いします。
- ▽指定した口座が確認できる書類（金融機関、口座番号、名義人が分かる通帳かキャッシュカードの写し）
 - ※ 昨年度と同じ口座への振り込みを希望される方は不要です。
- ▽町外に扶養者がいる場合には、その扶養者の非課税証明書
 - ※ 代理人申請の場合、申請される方によって必要書類が異なります。一度お問い合わせください。



「臨時福祉給付金」の “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

自宅や職場などに市区町村や厚生労働省、愛知県（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に連絡してください。



問い合わせ先

- 申請方法に関する問い合わせ先
阿久比町役場住民福祉課社会福祉係
〒470-2292 阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地
☎0569(48)1111（内306・346）
- 制度に関する問い合わせ先
厚生労働省 給付金に関する専用ダイヤル ☎0570(037)192

